

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、A内の住宅における石綿含有物質除去工事現場において、エアージャワーの設置のため高さ約90cmの脚立に乗って作業をしていたところ、脚立の足が開いたため飛び降り、床に着地した際に右足を負傷した。請求人は、同日、C病院に受診し「右足関節脱臼骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病を業務上の事由によるものであると認め、休業補償給付を支給する旨の処分をした。その後、請求人は監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間（以下「本件請求期間」という。）の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件請求期間のうち、平成〇年〇月〇日以降については通院日以外の日は療養のため労働ができなかったとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、通院日として〇日分追加する以外、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病に係る休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月末時点においても、骨折した右足関節部分はまだ回復しておらず、同年〇月末までは軽微な作業もできるような状態ではなかった旨主張しているので、以下検討する。

(2) 労災保険法による休業補償給付は、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないことにより賃金が支払われない日に対して支給されるものであり、その詳細については、決定書理由に説示のとおりである。

(3) 請求人の休業の必要性について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日時点で骨癒合は確認しているが、この時期までは、創を汚さないよう指導しており、休業は必要であったと思う。同日～平成〇年〇月〇日までの間は痛みの訴えがなかったので、軽作業などの就労は可能であったと思うが、平成〇年〇月〇日以降については、痛みに応じて日常生活動作を拡大させるなどのリハビリ指導をしているものの、通院されていないため休業を要するほどのものか判断しかねる。」と述べ、また、平成〇年〇月〇日付け面談録取書において、要旨、「医学的には平成〇年〇月〇日の骨癒合後〇週間ほど様子を見て、同月中は休業する必要があると判断できる。」と述べている。

請求人は、平成〇年〇月以降の状況について、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「車の運転も急ブレーキを踏まないように注意していたが、

特に支障なく運転していた。生活上支障があったことは、長い距離を歩けなかったことであり、平成〇年〇月頃までは歩くときは左手にステッキを使用していた。また、足のむくみによる痛みでイライラして集中力がなくなってしまうことや2時間くらい足を上げない状態が続くとむくみによる痛みが出てくることであり、痛み自体はそれほど強くはないが、もやもやしたような状態になった。」と述べ、また、本件公開審理において、要旨、「歩行はできるものの、早く歩くことができない状態であったことから、平成〇年〇月末の段階においても、軽微な作業もできるような状態とはいえない。」と述べている。

(4) 以上のことから、平成〇年〇月〇日以降において、請求人の右足は完全に回復したとはいえない状態であったと認められるものの、歩行や車の運転については、多少の支障はあったとしても十分可能な状態であったと判断することが相当である。また、同医師は、同年〇月〇日の骨癒合後〇週間ほどは様子を見る必要があるとして、同月中は休業の必要性を認めているものの、その後は軽作業などの就労は可能であったと述べていることに鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、通院日を除き、療養のため労働することができない状態であったとは認められないものと判断する。

(5) なお、請求人の主張及び審査資料を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。